

「職務発明条例草案（意見募集稿）」

2012年11月12日

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含まず。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「職務発明条例草案（意見募集稿）」

第一章 総則

第一条

職務発明者と事業者の合法的権益を保護し、職務発明者と事業者のイノベーションに対する積極性を十分に引き出し、イノベーション能力を向上させ、職務発明及びその知的財産権の運用実施を推進し、経済社会の発展を促進し、イノベーション型国家と人材強国を建設することを目的とし、本条例を制定する。

第二条

国家は職務発明及びその知的財産権の創造、運用、保護と管理を奨励する。

各級人民政府及びその関連主管部門は有効な措置を積極的に採用し、職務発明制度の宣伝普及を強化し、事業者及び発明者による本条例の履行に対する指導と支援を強化し、職務発明及びその知的財産権の運用実施を支持し促進しなければならない。

第三条

国务院特許行政部門、農業行政部門、林業行政部門（以下、知的財産権主管部門と総称）、科学技術行政部門及び労働行政部門は、職責に基づき、全国職務発明制度実施に対する監督管理を分担する。

県級以上の地方人民政府の知的財産権主管部門、科学技術行政部門、労働行政部門は職責分担に基づいて本行政区域内における職務発明制度実施に対する監督管理を担当する。

第四条

本条例にいう発明とは、中華人民共和国内で完成され、専利権、植物新品種権、集積回路配置図設計の専有権またはノウハウの保護客体に属する知的創造の成果を指す。

第五条

本条例の述べる発明者とは、発明の実質的特徴に対し創造的な貢献をした者を指す。

発明を完成させる過程で、準備業務や、管理業務のみを担当した者、物質・技術条件の利用の面で便宜を提供した者またはその他の補助業務に従事した者は発明者ではない。

第六条

国家から研究開発への従事を奨励される事業者は、職務発明の知的財産権管理制度を設立し、専門機関を設立するか知的財産権管理業務の専任担当者を指定するか、もしくは専門機関に知的財産権事務の管理を委託しなければならない。

国家から研究開発への従事を奨励される事業者は、発明報告制度を確立するか、もしくは発明者と取り決めを交わし、発明完成後の事業者と発明者の間の権利、義務と責任を明確にし、

速やかに発明の権益帰属を確定しなければならない。

研究開発に従事する事業体は、職務発明の報奨金・報酬金制度を確立するか、もしくは発明者と報奨金・報酬金について取り決めを交わさなければならない。

事業体は上記の制度を設立する際、関係者からの意見及び提案を十分に聴取して採り入れ、研究者及びその他の関係者に対し発明報告制度及び報奨金・報酬金制度を公開しなければならない。

第二章 発明の権利帰属

第七条

下記の発明は職務発明に属する。

- (一) 自己の職務の作業中に完成した発明。
- (二) 事業体が職務任務以外に割り当てた任務を履行することで完成させた発明。
- (三) 以前に属した事業体を退職した後、転任により離れた後、労働、人事関係の終了後 1 年以内に創作し、以前に属した事業体で担当した職務業務または以前に属した事業体が割り当てた任務と関わりのある発明。ただし、国が植物新品種について別途規定している場合を除く。
- (四) 自らが属する事業体の資金、設備、部品、原材料または外部に公開していない技術資料などの物質・技術条件を主に利用して完成した発明。ただし資金の返還もしくは使用費の支払い、または完成後、単に事業体の物質的、技術的条件を利用して検証もしくはテストをしたに過ぎない場合を除く。

第八条

職務発明について、事業体は知的財産権を出願する権利、ノウハウとして保護または公開する権利を有し、発明者は氏名表示権及び報奨金及び報酬金を得る権利を有する。

非職務発明について、発明者は氏名表示権及び知的財産権を出願する権利もしくはノウハウとして保護または公開する権利を有する。

第九条

事業体と発明者は事業体の業務に関する発明について、知的財産権を申請する権利、ノウハウとして保護または公開する権利の帰属について取り決めを交わすことができる。取り決めを行わない場合は、本条例の規定を適用する。

第三章 発明の報告と知的財産権の出願

第十条

事業体が別途規程を有する場合、もしくは発明者と別途取り決めを有する場合を除き、発明者は事業体の業務に関わる発明を完成させた後、発明の完成日から 2 カ月以内に事業体に対し当該発明について報告しなければならない。

発明が二人以上の発明者によって完成された場合、発明者全員が共同で事業体に対し報告する。

第十一条

発明報告書は下記の内容を含まなければならない。

- (一) 発明者の氏名
- (二) 発明の名称と内容
- (三) 発明が職務発明または非職務発明のいずれに属するか、及びその理由。
- (四) 発明者が説明を要するとみなすその他の事項

第十二条

発明者が報告した発明は非職務発明に属すると主張する場合、事業体は第十一条の規定を満たす報告書を受け取った日から2カ月以内に書面で回答しなければならない。事業体が上記期限内に回答しない場合、当該発明が非職務発明であることを認可したものとみなされる。

第十三条

事業体は書面での回答において、報告された非職務発明が職務発明に属すると主張する場合、理由を説明しなければならない。

発明者が事業体の回答を受け取った日から2カ月以内に書面で反対意見を提出する場合、双方は本条例の第四十二条の規定に基づき紛争を解決することができる。反対意見が提出されなかった場合、当該発明が職務発明であることに同意したものとみなされる。

第十四条

事業体は発明者が職務発明を報告した日から6ヶ月以内に、国内において知的財産権を出願するか、ノウハウとして保護または公開するか否かを決定し、決定内容を書面で発明者に通知しなければならない。

事業体が前項の期限内に発明者に通知しない場合、発明者は書面により事業体に対し回答するよう催告することができる。発明者が書面で催告後1ヶ月を経過してもなお事業体が回答しない場合、事業体はすでに当該発明をノウハウとして保護しているものとみなし、発明者は本条例第二十五条の規定に基づき補償を受ける権利を有する。事業体がその後当該発明について再度国内で知的財産権を出願、取得した場合、発明者は本条例が規定する報奨金及び報酬金を得ることができる。

第十五条

事業体は職務発明について知的財産権を出願する場合、提出予定の出願書類について発明者の意見を求めることができる。発明者は事業体による知的財産権の出願に積極的に協力しなければならない。

知的財産権の出願過程において、発明者は事業体から出願の進捗状況を知得する権利を有する。

第十六条

事業体は職務発明の知的財産権出願手続きの停止、または職務発明の知的財産権の放棄をしようとする場合、1カ月前までに発明者に通知しなければならない。発明者が譲渡を要求する

場合、事業体は権利を発明者に無償譲渡し、発明者が行う関連手続きに協力しなければならない。発明者は事業体との協議を通じて、当該職務発明の知的財産権出願または知的財産権を有償もしくは無償で取得することができる。事業体は権利の移譲手続きに積極的に協力しなければならない。協議が不成立の場合、本条例第四十二条の規定に基づいて紛争の解決を図る。

発明者が前項の規定に基づいて無償で関連する権利を取得した後、事業体は無料で当該職務発明またはその知的財産権を実施する権利を享有する。

第十七条

発明者は自ら完成させた職務発明について秘密保持義務を負い、事業体の同意を得ずに当該発明を公開したり、無断で知的財産権の出願をしたり、もしくは第三者に譲渡したりしてはならない。

事業体は報告された非職務発明に対し秘密保持義務を負い、発明者の同意を得ずに当該発明を公開したり、自己の名義で知的財産権を出願したり、もしくは第三者に譲渡したりしてはならない。

第四章 職務発明の報奨金と報酬金

第十八条

事業体は職務発明について知的財産権を取得した場合、速やかに発明者に報奨金を支給しなければならない。

事業体は知的財産権を取得した職務発明を譲渡する場合、もしくは他人にその実施を許諾する場合、または自ら実施する場合、当該発明により得た経済的利益、発明者の貢献度などに基づいてすみやかに発明者に合理的な報酬金を支給しなければならない。

第十九条

事業体は発明者への報奨金、報酬金の支給プロセス、支給方法及び金額について、事業体が法に基づいて制定した規程制度中で規定するか、もしくは発明者と取り決めを行うことができる。当該規程制度または取り決めは発明者が有する権利、救済請求の手段を告知する内容を含み、かつ本条例の第二十条と第二十三条の規定を満たさなければならない。

発明者が本条例に基づいて享有する権利を取り消す、もしくは制限するようなあらゆる取り決め及び規定は、無効とする。

第二十条

事業体は職務発明者に対する報奨金及び報酬金の支給プロセス、支給方法及び金額を確定する際、職務発明者の意見を聞かなければならない。

事業体は職務発明を自ら実施するか、譲渡するか、もしくは他人に実施を許諾して経済的利益を得た場合、取得した経済的利益の関連状況を発明者に通知しなければならない。

第二十一条

事業体が発明者と取り決めを行なっておらず、法に基づいて制定した規程、制度においても職務発明の報奨金について規定していない場合、発明特許権または植物新品種権を得た職務発

明について、発明者全員に支給される報奨金の総額は最低でも当該事業体の在職従業員の平均月給の2倍を下回ってはならない。その他の知的財産権を取得した職務発明について、発明者全員に支給される報奨金の総額は当該事業体の在職従業員の平均月給を下回ってはならない。

第二十二條

事業体が発明者と取り決めを行なっておらず、法に基づいて制定した規程、制度においても職務発明の報酬金について規定していない場合、事業体が当該知的財産権を実施した後は、関係するすべての知的財産権の発明者全員に対し以下に掲げる方式の一によって報酬を支給しなければならない。

- (一) 知的財産権の存続期間中、毎年発明特許権または植物新品種権の営業利益から5%を下回らない額を報酬として計算する。その他の知的財産権を実施する場合、その営業利益の3%を下回らない額を報酬として計算する。
- (二) 知的財産権の存続期間中、毎年発明特許権または植物新品種権の実施の販売収入のうち0.5%を下回らない額を報酬として計算する。その他の知的財産権を実施する場合、その販売収入のうち0.3%を下回らない額を報酬として計算する。
- (三) 知的財産権の存続期間中、前二号で計算した金額を参考にし、発明者個人の給与の合理的な倍数をもって毎年受け取る報酬金額を確定する。
- (四) 前二号で計算した金額の合理的な倍数を参考にし、発明者に一括で支給する報酬の金額を確定する。

上記報酬の累計は当該知的財産権の営業利益の累計の50%を超えない。

事業体が発明者と取り決めを行なっておらず、法に基づいて制定した規程、制度においても職務発明の報酬金について規定していない場合、事業体が譲渡するか、もしくは他人にその知的財産権の実施を許諾した後は、譲渡もしくは許諾により取得した純収入のうち20%を下回らない額を報酬金として発明者に支給しなければならない。

第二十三條

職務発明の報酬金額を確定する際は、各職務発明の製品全体または製法全体に対する経済的貢献、及び各職務発明者の各職務発明に対する貢献などの要素を考慮しなければならない。

第二十四條

事業体が発明者と取り決めを行なっておらず、法に基づいて制定した規程、制度においても報奨金、報酬金の支払い期限を規定していない場合、事業体は知的財産権を取得した日から3カ月以内に奨金を支給しなければならない。職務発明の知的財産権を譲渡する場合、または他人にその実施を許諾した場合、許諾料、譲渡の対価を受け取ってから3カ月以内に報酬金を支給しなければならない。事業体が自ら職務発明を実施し、且つ現金で毎年報酬金を支給する場合は、各会計年度の終了後3カ月以内に報酬金を支給しなければならない。持分の形式で報酬金を支給する場合は、事業体は法律法規と事業体の規程、制度の規定に従って配当を行わなければならない。

第二十五條

事業体は職務発明をノウハウとして保護することを決定した場合、本章の規定を参考にして

発明者に合理的な補償を支給しなければならない。

第二十六条

発明者が事業体との労働、人事関係を終了する場合、終了前に完成させた事業体の業務と関係する発明について、発明者は本条例第十条、第十五条、第十七条に規定される義務を引き続き履行しなければならない、引き続き氏名表示権及び報奨金及び報酬金を得る権利を享有する。

発明者が死亡した場合は、その相続人または受遺者が報奨金と報酬金を承継、取得する権利を享有する。

第二十七条

事業体と発明者が別途取り決めを交わすか、もしくは法に基づいて制定した規程制度中に別途規定がある場合を除き、職務発明が得た知的財産権が法に基づき無効もしくは取消しを宣告された場合、無効審判もしくは取消しの決定が発効する前に発明者がすで取得した報奨金及び報酬金に対しては遡及しない。

第二十八条

事業体は職務発明者に支給する報奨金及び報酬金をコストに計上し、事業体が発明者に支給するその他の報奨金及び報酬金は関連規定に基づいて支出に計上する。

第五章 職務発明の知的財産権の運用実施の促進

第二十九条

事業体が職務発明の知的財産権を譲渡しようとする場合、発明者は同等の条件で優先的に譲受する権利を有する。

第三十条

国有企業、事業団体が職務発明について知的財産権を取得した日から3年以内に、正当な理由無く当該発明を自ら実施していない、もしくは実施に必要な準備をしていない場合、また譲渡や他人への実施許諾もしていない場合、発明者は職務発明の権利帰属を変更しない前提で、事業体との協議に基づき当該知的財産権を自ら実施するか、もしくは他人に当該知的財産権の実施を許諾することができ、かつ協議に基づいて相応の利益を得ることができる。

第三十一条

国は法に基づき、事業体が職務発明及びその知的財産権の実用化、実施により取得した収益及び発明者が獲得した報奨金、報酬金に対して税制上の優遇措置を実施する。具体的な方法は国务院財政部門が国务院科学技術行政部門、国务院知的財産権主管部門と共同で制定する。

第三十二条

国の関連主管部門は事業体の技術または知的財産権を審査または評定基準とする政策や措置を制定する際、事業体の職務発明制度履行状況を審査または評定の要素としなければならない。国有企業、事業団体の職務発明制度の実施状況は責任者の業績評価の対象となる。

第三十三条

国は基金を設立し、財政資金を利用して設立した科学技術基金プロジェクト及び科学技術計画プロジェクトの成果である職務発明の運用、実施を促進する。

第六章 監督検査と法的責任

第三十四条

監督管理部門は法に基づき、事業体による職務発明制度履行状況に対し監督検査を行う。

監督管理部門は監督検査を行う際、職務発明に関する労働契約、規程、制度などの資料を閲覧する権利、関連当事者に質問する権利を有する。事業体と発明者は事実の通りに関連資料を提供し関連状況を説明しなければならない。

第三十五条

監督管理部門は監督検査を実施する際、証明書を提示し、法に基づいて職権を行使し、監督検査の過程で知った営業秘密を保持しなければならない。

監督検査により、事業体が法に基づいて職務発明制度を実施していないことが判明した場合、監督管理部門は期限内に改善するよう命令し、かつ警告を発することができる。

第三十六条

発明者が本条例の規定に違反し、職務発明の知的財産権を出願した場合、当該出願によって発生した権利は事業体が享有し、発明者が得た収益は全て事業体に返還しなければならない。

事業体が本条例の規定に違反し、非職務発明の知的財産権を出願した場合、当該出願によって発生した権利は発明者が享有し、事業体が得た収益は全て発明者に返還しなければならない。

第三十七条

下記は発明者の氏名表示権の侵害行為に属する。

- (一) 発明者を発明者として氏名表示していない場合
- (二) 発明者でない者の氏名表示を発明者としている場合

第三十八条

発明者は氏名表示権が侵害されたと判断した場合、県級人民政府の知的財産権主管部門に処理を請求するか、人民法院に起訴することができる。

県級人民政府の知的財産権主管部門または人民法院は氏名表示権の侵害行為が成立すると認定した場合、侵害者に対し侵害の停止、謝罪、損害賠償を命ずる。知的財産権授権機関または登録機関は有効な決定または判決に基づいて関連文書に記載されている発明者の氏名を是正し公告しなければならない。

2名以上の氏名表示権を侵害するか、もしくは2回以上氏名表示権を侵害した場合、県級人民政府の知的財産権主管部門は権利侵害者に5万元以下の罰金を科し、かつ権利侵害状況について報告する。

第三十九条

あらゆる組織または個人は発明者氏名の表示権に対する侵害行為に対し県級以上の地方人民政府の知的財産権主管部門に通報、申立てを行う権利を有し、通報や申立てを受理する部門はこれを速やかに調査し、処理しなければならない。

第四十条

事業体の規程、制度または発明者との取り決めが本条例第十九条第一項の規定に適合しない場合、または本条例の第十九条第二項の規定により無効と確認され、発明者の損失を招いた場合、事業体は賠償責任を負わなければならない。

第四十一条

事業体が規程、制度の規定または契約の取り決めに従い発明者に対し速やかに十分な報奨金及び報酬金を支払わない場合、県級人民政府の知的財産権主管部門が改善を命令する。発明者の損失を招いた場合、賠償責任を負わなければならない。

第四十二条

発明の権利帰属または報奨金や報酬金が原因で紛争が発生する場合、当事者による協議により解決する。協議で合意に達しなかった場合、当事者は県級人民政府の知的財産権主管部門に調停を請求でき、また人民法院に起訴するか、もしくは法に基づき仲裁を申請することもできる。

第四十三条

発明について知的財産権を出願した後、当事者が当該発明の権利帰属について紛争を起こした場合、当該知的財産権を授与した部門は当事者の請求に基づき知的財産権の関連手続きを中止することができる。

権利帰属の紛争が解決した後、当事者は有効な法律文書により知的財産権の回復に関する手続きを請求できる。

第七章 付則

第四十四条

事業体と発明者が発明の権利帰属または報奨金及び報酬金について取り決めを行う場合、関連契約または規程、制度を所在地の知的財産権主管部門に登録することができる。

第四十五条

コンピュータソフトウェアの職務著作物については本条例の規定を参照、適用する。

第四十六条

本条例は 年 月 日より施行される。